

市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和6年9月6日（金）

開 会（午前9時0分）

○議案第92号「所沢市まちづくりセンター設置条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

大久保委員

社会教育が市民部に移管されることを懸念する声が市民から出ている。新規条例の制定にあたり、市民の声を反映することは重要だと考える。市民参加の観点から確認するが、市民参加について、これまでどのように行ってきたのか。

秋山地域づくり推進課長

市民参加につきましては、令和4年7月に教育委員会主催の「市民の声を聴く会」を開催しました。また、同年8月に公民館運営審議会に諮問をさせていただき、令和5年4月から5月までにかけて利用者向けに市民アンケートを取らせていただきました。同年5月には公民館運営審議会から答申をいただきましたので、答申とアンケート結果を踏まえまして11月に市民部主催の「まちづくりセンター、その未来展望」という市民説明会を開催しました。令和6年5月にはまちづくりセンター設置条例の素案について市民に向けたパブリックコメント手続を実施し、その結果を7月に公表し、現在に至ります。

大久保委員

市民参加を踏まえての制定であると理解できた。これまでの2つの条例を廃止し、新規条例の制定となるわけだが、社会教育の在り方が阻害される心配が残る。廃止される公民館設置条例と今回の新規条例を比較し、新規条例で小さくなってしまふこと、欠けてしまふエッセンスはないのか。その辺りの市民説明はどのようにされているのか。

秋山地域づくり推進課長

新規条例で異なることや削除される点についてですが、まず第1条で現行の社会教育法の第20条の公民館の目的を、第2条ではセンターの位置づけとして、公民館の機能を有する機関を入れさせていただきました。業務に関しましても現行の社会教育法第22条の各号に関する実施する事業ということであっています。所管部署のほうでは一本化するということにはなりますが、今までどおりに公民館機能を維持していくことは変わりませんし、市民の皆さんに利用していただく部分では変更等は考えていません。

大久保委員

担当部署として教育委員会及び市長部局で諮られてきたということで、情報公開の観点からこれまでの議論が情報公開されていなければ問題になると思う。情報公開はされているのか。

秋山地域づくり推進課長

公民館運営審議会や社会教育委員会会議、教育委員会につきましてどのような議論がされているかというところでは、会議録については情報

公開対象となっていますので、市のホームページから御覧いただくことが可能です。

大久保委員

情報公開されていることを理解した。スケジュールについて確認したい。今回、大きな制度改正になるかと思うが、条例が可決された場合は令和7年4月からの施行となるとのことだが、慌てて施行することのないように他と同様のスケジュール感で執行することが妥当だと考える。今回のスケジュール感はこれまでの条例制定までのスケジュールと比較して大きな違いはないのか。

秋山地域づくり推進課長

現行のまちづくりセンター条例に関しましても平成23年度からとなっていますが、その際にも平成22年12月に告示をしまして、平成23年4月から施行となっていますので、そういった点では今回と同じような形で上程から施行までさせていただいています。また、今回の条例につきましても所管部署の変更という点や名称変更周知のためにこのようなスケジュールで進めさせていただいていますが、使用方法ですとか料金といったところの変更はありませんので、施設を利用する市民の皆さんへの影響はないと考えていますので、相当な期間を要していると考えています。

大久保委員

それぞれに手続きを踏んで進めていることが分かった。

花岡委員

公民館の根拠条例とまちづくりセンターの根拠条例をなくして、新しくまちづくりセンター設置条例をつくるが、条文を見ていくと特定公民館でセンターの社会教育法第5条第3項で特定公民館で特定事務を行う公民館であるという記述である。この特定公民館とは社会教育法を根拠としている施設なので、社会教育課長に説明員として出席してほしい。

植竹委員長

ただ今、花岡委員から説明員として社会教育課長の出席を求めたい旨の申し出がありました。ここで暫時休憩します。

休 憩（午前9時10分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前9時16分）

花岡委員

教育委員会から市長部局に移管するに際して、条例を改廃する前に地方公共団体の議会は教育委員会に意見を聞かなければならないとされている。それを踏まえて令和6年9月2日に教育委員会の教育長から異議がない旨の意見が出された。条例をちゃんと教育委員会の中で審議されたのかという疑問がある。先日の議案質疑の中で、条例案ができたのが7月8日という答弁があったが、6月28日に行われた教育委員会会議の議事録の中で「市議会へ意見及び回答及び市長への議案提出の依頼に

については本来であれば教育委員会会議で御議決いただく議案だが、これらについては教育委員会会議を招集するいとまがないと予想されるため、教育長による臨時代理による意見の回答及び議案の提出をする予定である。また、本議案に関わる条例については5月にパブリックコメントが実施されており、その結果が出ているのでこちらについては社会教育課長に報告する」という記載があるが、条例が出る前に教育長に対し臨時代理で任せてしまっている、事実上白紙委任のような状態となっていると思う。この教育委員会会議においては条例がちゃんと見られているのか確認したい。

奥井社会教育  
課長

今回の議案のように市議会に提出された形の条文そのものを教育委員会会議でお見せするという事はなかったのですが、条例案の主要な部分につきまして、例えば条例では教育委員会としてのポイントはいかに社会教育施設としての機能を維持していくか、そのために文言を条例の中に盛り込めるかということのを重要視していきまして、そこについては社会教育を推進していくといった文言であったり、市長が設置する特定公民館であるといった法的な位置づけですとか、あるいは生涯学習に関することやっていく、更には社会教育法第22条に規定する公民館事業もやっていくこと、そして、教育委員会が所管している公民館運営審議会を市民部が設置していきっていくというような骨格部分になるところを概要として、パブリックコメントの時点で説明をして理解をいただい

ています。

花岡委員

条例案を見なかったということが分かったが、教育長は条例案を見て異議なしということなのか。

奥井社会教育  
課長

教育委員会は教育長をはじめ、条例案については事前に確認しています。

花岡委員

確認だが、条例を見て異議がないと教育長は判断されたのか。

奥井社会教育  
課長

教育長は条例案を見ております。

佐藤市民部次  
長

教育委員会から意見がない旨の回答が市民部にあったのが7月5日です。この時に公民館の設置及び運営に関する条例を廃止することが教育委員会会議の中でも諮られています。それに加えて条例廃止の依頼もありました。それをもって最終的な条例案としての全ての部分が揃ったということで、7月8日に議案として提出する起案を行いました。ですので、議案が完成した日が7月8日と説明をさせていただきました。それまでに奥井社会教育課長から説明があったように、目的や事業内容をどのように盛り込むかというところを教育委員会と頻りに打ち合わせを行

った上で条例を完成させました。

花岡委員

7月5日に教育委員会の意見を受けて、条例の廃止を7月8日に起案したとのことだが、廃止というのは議案書6ページの第2条に所沢市の公民館とまちづくりセンターの根拠条例の廃止が盛り込まれているが、先ほどの廃止とはこのことを指しているのか。こういった廃止の文言を盛り込んで、7月8日に起案したということか。

秋山地域づくり推進課長

先ほど答弁させていただいた手順を経まして、7月8日には本条例案とともに公民館廃止の部分と特例になっている部分を含めまして、併せたものを起案しています。

花岡委員

教育委員会の中で審議が不十分ではないかという点が懸念される。例えば、教育委員会会議の中でパブリックコメントに対して追求して「40人から86件の意見が届いている。公民館の一元化については賛成と反対のそれぞれ意見があるが、公民館としての機能がこれまでどおり残るということを今後も繰り返し丁寧に説明していく必要があると考えている。なお、パブリックコメントの結果についてはいただいた御意見への回答と言う形でホームページで公開される予定である」という発言がある。パブリックコメントの中身に関して、教育委員会会議で議論されている形跡が議事録からでは読み取れない。例えば、先日の議案質

疑の答弁の中によると「反対や分からないと回答した数が全体と75パーセントを占めている」という答弁があったが、分からないというのは、私もパブリックコメントを読んだが、新しい条例が示されていないのに判断することができないというコメントあった。判断できないというのは条例が示されていないから分からないというものも判断できないに含まれるのか。

佐藤市民部次  
長

パブリックコメントの集計ですが、肯定的な意見と取れるもの、肯定的でないと取れるもの、どちらとも判別できないものの3つに分けさせていただいた上での集計をいたしました。

花岡委員

条例が示されていないのに判断できないというコメントは否定的なものに入るのか、判断できないというところに入るのか、どういう集計をしたのか。

佐藤市民部次  
長

分からないというコメントだけであれば、どちらとも言えないに含まれるということは間違いありません。「分からないけれど、公民館をなくすことは反対である」といったような意見であれば肯定的でないと判断しています。

花岡委員

条例が示されていないので判断できないということも含めて合計75



パーセントぐらいは不満がある意見という捉え方ができる。そうなると、教育委員会会議の中で「賛成と反対のそれぞれ意見があるが」というところで収めてしまっていてよいか指摘があると思う。パブリックコメントの中身を教育委員会会議で審議されているのか。

奥井社会教育  
課長

教育委員会会議の議事録では私の発言が少しコンパクトになってるところがありまして、賛否の割合までは説明していませんが、賛成の理由、反対の意見として「市民部が公民館を所管することによって、今までどおりの施設利用ができなくなるのではないか」「社会教育が弱体化するのではないか」「今のままで何がいけないのか」「公民館と言う名称をなくしてほしくない」という様々なものがあつたと報告しております。その上で、教育委員会全体として、今回の一元化については公民館の管理が教育委員会と市民部にまたがっているという管理上の課題がありますので、それを解決するためであること、そして市長が管理する公民館となつてから社会教育施設としての運用は変わらないことを理解していただいたこともありますので、教育委員会会議の中では特段の反対意見等はございませんが、「市民の使い勝手が悪くなるようことはないように、しっかりやってください。」というような意見があつたと受け取っております。

花岡委員

今の答弁について疑問があるが、今までの公民館と運用が変わらない

というような用語を出しているが、条例を見ると運用が変わっているところが見受けられる。先日の議案質疑の中でも末吉議員が指摘しているように第7条に追加されている「市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。」の「(2) 政治的活動又は宗教的活動に使用のおそれがあるとき。」と記載されている。認めるというのは対象は誰のことなのか。誰の利用を認める、認めないということなのか。

秋山地域づくり推進課長

利用者、団体という認識です。

花岡委員

利用者ということに問題を感じる。公民館の根拠条例である社会教育法の第23条に「公民館は、次の行為を行ってはならない。」とあり、その中に「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。」とあるが、これは公民館が政党等を応援してはならない、また、「市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。」となっている。これは公民館が行ってはならないものだが、今回の条例は利用者を制限してしまう条文になっているので問題だと思うが、どうか。

秋山地域づく  
り推進課長

こちらのほうで言っている政治活動や宗教活動に関しましては、例えば党勢拡大のためですとか、勧誘の目的ですとか、特定の候補者を支持する集会等を想定しているものですので、学習会ですとか、討論会を制限しているものではありません。

佐藤市民部次  
長

公民館設置及び管理条例におきましても、利用の制限と言う項目は設けておりまして、そこには「法において、使用を制限されたものと認めるとき」とありまして、その法とは社会教育法第23条のことです。つまり、ただ今御指摘のあった公民館は特定の政党を応援することはできないことになっていますので、そういうふうにとられる貸出しはできないので、そういった利用についてはお断りするということで、今までも許可しないという運用をしてきました。今後もそういったものはできないとするために、新しい文言を作りました。こちらについての思慮が足りなかった部分があるのかもしれませんが、旧条例の「法において」という他の法令を参照しなければ何が書かれているか分からない記述を分かりやすくするために表記したものです。そういったところが懸念を想起させてしまっているというところは議案質疑を通して感じているところですので、今後は条例をお認めいただいた後に、そのところが運用で誤解や拡大解釈が進まないように職員研修や周知を行っていきたいということを議案質疑に対して答弁をさせていただきました。

大久保委員 第7条「政治的活動又は宗教的活動に使用のおそれがあるとき。」  
について確認したい。現在も各議員が行っている市政報告会というものは政治活動に該当するのか。

秋山地域づくり推進課長 現在の公民館においてもそういった内容について、利用していただいていますので、当たらないと考えています。

大久保委員 使用のおそれという定義は何か。例えば、同じ市政報告会でも、ある地域のセンター長はおそれを感じないから認めず、別のセンター長はおそれを感じたら認めないといったようなリスクには、どのように対応するのか。

秋山地域づくり推進課長 各館による違いにつきましては公民館担当者会議や研修会を随時開いておりますので、共通認識としてしっかり理解を深め、全ての職員に周知していく予定です。

大久保委員 政党によって取扱いの差が出ないための措置はどのようにするのか。

佐藤市民部次長 窓口で申請の段階でどういう内容で使用されるのかということをよく確認させていただいた上で判断することしかできないのではないかと思います。例えば、政党名ですとか個人名での申請をもって、すぐに

判断するのではなく、こういった内容で利用されるのか中身を確認した上で対応に当たる必要があると思います。

大久保委員 運用に差がないことをどの段階で総括するのか。その予定はないのか。

佐藤市民部次長 窓口担当者会議は定期的を開催しておりますし、判断に苦慮する事例については共有した上で判断して対応に当たれるのではないかと思います。市民部と教育委員会の両方に確認する必要がなくなるので、事例への対応を一括して判断し対応に当たることができると考えています。

大久保委員 今までどおりの運用で更に徹底していくということか。

佐藤市民部次長 そのとおりです。

谷口委員 所沢市立公民館設置及び管理条例の中の使用の制限ということで、「第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定にかかわらず、その使用を許可しないか、又は使用許可を取り消すことができる。」とあり、その中の「(5) 法において、使用を制限されたものと認めるとき。」となっていて、この法が社会教育法であり、第23条には「公民館は、次の行為を行ってはならない。」とあり、そ

の第2項には「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。」となっている。そこから、今回の議案の第7条の使用の制限ということで「(2) 政治的活動又は宗教的活動に使用のおそれがあるとき。」とあるが、どういった考えでこの文言にしたのか。何を参考にしたのか。

秋山地域づくり推進課長

社会教育法第23条を参照しなければ分からなかったところを分かりやすくするためということと、横須賀市等の他の自治体を参考にさせていただきました。

谷口委員

他にはどこか参考にしたか。

佐藤市民部次長

いろいろと見ましたが、最終的に参考にしたのは横須賀市のものです。

谷口委員

政治的活動は概念が広く、生活全般が政治と捉えられることもある。市民団体の方が自由に活動すること、例えば政府の方針に対して反対の立場での勉強会を開くことについても、世の中のいろいろな考えがあるので規制すべきではないと思う。こういったことについては、政治的活動として制限すべきではないと思うが、どう考えているのか。

秋山地域づく  
り推進課長

そういったものを規制することは考えておりません。

谷口委員

昨日の議案質疑の答弁でも現状と何も変わらないようにするとあったが、現状の市民団体の方が現在のルールでできたことは、新たに設置されるこの条例ができた段階でも、同じ形で運用すると考えているということか。

秋山地域づく  
り推進課長

そのとおりです。

長岡委員

社会教育法が根拠法令であると説明があったが、社会教育法の主語は公民館だが、条例の名称がまちづくりセンターになるということで根拠法令との整合性がないということで混乱を招いていると思う。そういったリーガルチェックを行っている部署があるのか。

佐藤市民部次  
長

そういった意味では文書行政課の法規担当が行っています。

長岡委員

今回の条例も文書行政課に提示しているのか。

秋山地域づく  
り推進課長

そのとおりです。

長岡委員

文書行政課に法令の専門家がいるのか。

佐藤市民部次  
長

法規担当がおりますし、例規審査委員という内部の審査会もございま  
すので、その中でチェックを行っています。

花岡委員

第7条には誤解を招きそうだが、公民館の運用が変わらないという答  
弁があった。今回の条例の2条に目的が新たに書かれたが、第1項には  
「地方自治法第155条第1項に規定する出張所の機能を有する機関と  
する。」とあり、第2項には「社会教育法第5条第3項に基づき、市長  
がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行する公民館  
の機能を有する機関とする。」とある。この公民館の機能とは社会教育  
法上どういったものか。

佐藤市民部次  
長

社会教育法第20条にある公民館の機能です。

奥井社会教育  
課長

社会教育法第20条と具体的には第22条に第1項から第6項までの  
部分が分かりやすく記載されていると思います。



花岡委員

社会教育法には他にも公民館に関する規定がある。例えば、公民館運営審議会は新しい条例にも盛り込まれているが、運営の状況に関する情報の提供があるが、他の社会教育法が担保されていないと思う。なぜならば、公民館の機能を有する機関、そして公民館の機能というのが社会教育法第20条と第22条の第1項から第6項だとすると、それを有する機関としか書かれていないので、これでは特定公民館であることの担保になっていないと思うがどう考えているのか。

秋山地域づくり推進課長

特定公民館としているところでは、所沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例のところで、公民館の設置管理や執行に関することをうたっておりますので、そこで特定公民館としての役割を持っていると思います。

花岡委員

条例上それが読み取れないということがある。公民館の移管に関して疑問がある。これまで14年間補助執行を続けてきたが、補助執行の何が駄目で、移管になると住民福祉がどのように増進されるのか、住民の福祉にどう寄与するのか分からない。移管する理由として、市民部と教育委員会の指示系統が混乱することが挙げられるというような事務的なことについての答弁だった。移管されることによって自主事業が活発化したり、住民の市民活動が活性化することの担保されるエビデンス的な

ものがない。補助執行の総括はされているのか。

秋山地域づくり推進課長

補助執行という形ですと市長部局がまちづくりセンターの窓口とコミュニティの担当で、公民館は教育委員会が担当するということでは、やはりそういった一体でやっていくという職員の気持ちが薄くなってしまいうというのが今までの課題だと思います。一体化することで一括してやっていくことについて、今までの市民部の強みだった地域課題解決に公民館である自主の学びが組み合わせること、すなわちコミュニティが希薄になっているところに、公民館のほうでやっていたことを取り入れることが一元化として目指しているところです。

長岡委員

文書行政課の意見を聞いてみたい。

植竹委員長

ただ今、長岡委員から説明員として文書行政課長の出席を求めたい旨の申し出がありました。ここで暫時休憩します。

休 憩（午前10時5分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前10時10分）

長岡委員から説明員として文書行政課長の出席を求める提案があった

が、協議の結果、説明員として呼びすることなく審査を続行すること  
でよろしいか。

(委員了承)

植竹委員長 長岡委員から説明員として文書行政課長の出席を求める提案がありま  
したが、呼びすることなく審査を続行することといたします。

石原委員 一番大切なのは私は一元化の効果の部分だと思っている。今地域に入  
って活動していると生涯学習のサークル会員数やサークル自体の数など  
が減少してしまっていることが寂しいなという危惧を持っている。それ  
が今後一元化の効果として市長部局の地域性の部分とコミットすること  
でより深い充実した活動に広がっていくものと私は期待している。具体  
的にどういった形で進めていこうと思っているのか伺いたい。

秋山地域づく  
り推進課長 今まではどうしてもコミュニティは地域のことだけ、公民館は公民館  
事業というところがありますので、社会教育に関する事業とを一体化し  
て考えることで新たな今までにはないサービスが出てくるのではないかと  
期待しているところです。

青木委員 公民館とコミュニティがあるが、一元化によって職員の人数の削減を

考えているのか。

秋山地域づく  
り推進課長

人間的な削減は望んでおりません。人員配置につきましては、職員課の管轄であると思います。

青木委員

2つを1つの部局にすると、公民館とコミュニティの両方を担当するわけで、職員の資質が問われてくると思う。今までの職員の資質では追いつかない部分があるのではないと心配がある。そういった職員の問題はどう考えているのか。

秋山地域づく  
り推進課長

職員のところではより一層社会教育というものを理解してもらわないといけないと思っています。まちづくりセンターの職員研修を教育委員会と共催で行っていくことや、センター長会議や担当者会議に教育委員会の職員にも出席してもらい、問題意識や共通事項を共有すること、また公民館運営審議会がありますので、そちらの協議内容を共有して必要に応じて協議するなど、今まで以上に職員が地域コミュニティのことだけでなく、社会教育に関する勉強も一緒にやっていければよいと思っています。

青木委員

関連になるかもしれないが、今、センター長は課長職だが、次長職くらいにするといった協議や議論は今回なかったのか。

佐藤市民部次  
長

次長級にというような話はございませんでした。

青木委員

ある程度責任を持ってやっていただきたいと思っている。そういった意味で現状は課長職だが、もう少し上の人を充てて統括していただきたいと思いがあ。そのくらいしっかりしていただきたいと思っている。今後の方向性を伺いたい。

鈴木市民部長

今は次長が2人になっていますが、昨年までは11のまちづくりセンターをそれぞれ課長職が管理していますので、ある程度統括するような職として、まちづくりセンター担当参事がおりました。時代の移り変わりや市民ニーズによっても、そこは色々と考えていかなければならないと思っております。経営企画部や総務部と調整しながら検討していきたいと思います。

長岡委員

所沢市まちづくりセンター設置条例第5条に法第29条第1項の規定に基づき所沢市公民館運営審議会を置く。2所沢市公民館運営審議会は委員15人以内で組織する。といったように公民館の文言が残っていたりするが、先ほどの話では社会教育法が根拠だと公民館が主語なので、それに付随する関係法令は主語がちゃんと確定していないと何のことを

言っているのか分からないと思う。市民の懸念事項として公民館がなくなってしまうというような話があると思うので、条例を作る際にまちづくりセンター設置条例という名前があるが、中を見ると公民館運営審議会があったりするので、もう少し名称をまとめてから出されたほうがよかったのではないかと思う。その点議論はなかったのか。

佐藤市民部次  
長

平成23年にまちづくりセンターができた時にも、名称をどうするのかという話が度々ありました。今回も管理権限を集約するという流れの中で正式名称として2つの名前があるのはどうなのか、分かりづらいというような御指摘もありましたので、正式名称としてはまちづくりセンターに統一することにしましたが、公民館の機能が社会教育法に拠っているところがありますので、やっていく内容は公民館の内容ですので完全に公民館という名称をなくしてしまうというのは、さすがに難しいと考えております。また、内部的にもそうですが、表向きにも公民館グループといった名称があったほうが公民館事業を担当しているのは、こちらの部署なのだと分かりやすいとも考えてもおりますので、そういう意味で公民館という名称がところどころ残っていくということがあると思います。そうは言いましても、センターで通用するところはセンターに改めていく必要があるとも考えています。

村中三ヶ島ま

先程来、長岡委員から根拠法令の公民館と今回のまちづくりセンター

ちづくりセン  
ター長

設置条例の中でのまちづくりセンター公民館の整理の部分について御質問  
いただいていたかと思いますが、長くなりますがご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条において職務権  
限の特例について規定されておまして、地方公共団体は当該地方公共  
団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべて  
を管理し、及び執行することができることとされており、一号に図書館、博  
物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関というふうになってお  
りまして、以下、特定社会教育機関というふうになっております。これ  
が特定公民館の根拠法令になります。議案資料ナンバー1の54ページ  
でお示ししております所沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関す  
る条例の一部改正を根拠にしております。今回提案させていただいてお  
りますまちづくりセンター設置条例の第2条第2項に社会教育法第5条  
第3項ということ根拠にしておりますが、第5条第3項には先ほどの  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の条例の定め  
るところによりその長が同項第1号に掲げる事務、ここでは特定事務と  
されています。これを管理し、及び執行することとされた地方公共団体  
である市町村にあつては、第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び  
第4号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うことができ  
るとなっています。これが今回のまちづくりセンター条例の第2条第2  
項でいうところの公民館機能に該当するということです。まちづくりセ  
ンターの中に公民館機能がある。公民館機能について第5条で公民館運

営審議会がいろいろと審議していただくというつながりですのでそのように整理させていただいております。

長岡委員

もう少し名称について市民に分かりやすく、また、パブリックコメントも出すのであれば丁寧に議論していく必要があったのではないかと。それが今回の混乱につながっているのではないかと思う。条例をつくる上で、もう少し丁寧な議論が必要だったのではないかと思うが、名前を統一したほうがよいのではないかと等の議論はなかったのか。

秋山地域づくり推進課長

まちづくりセンター設置条例をつくるに当たりまして、一本化することでは、まちづくりセンターという名称にまとめさせていただければ2つの名称が出てこないということではありますが、やはり市民からの意見には公民館という名称は愛着があり、なくすべきではないということがございましたので、そこを汲んで公民館事業や公民館グループといったところはしっかりと残していきたいというところですが、そのことが混乱になっているのかもしれませんが、両方とも生かしていきたいというところがございます。

長岡委員

2回市民に対する説明会があったと思うが、また議場でも話があったと思うが、条例は示されなかったと思う。市民の中にも法律に詳しい方もいるので、分かりやすい概略と条例をセットで説明したほうがよかつ



たのではないかと思う。それが丁寧な説明の第一歩だと思う。なぜ条例を示さなかったのか。

佐藤市民部次  
長

パブリックコメントの際もそうですが、市民に説明をさせていただく時に条例の条文そのものを見ていただくよりも、どういうことを目的にしているのかなど、分かりやすくする必要もあるのではないかと思います。今回、パブリックコメントなどでも条文が全て載っていないというような御意見もありましたが、こちら側の考えとしては、一番変更になる点や、重要なことをなるべく分かりやすい簡潔な形でお示したほうが理解していただけるのではないかということを進めてきています。説明会などでもそちらを重視しまして、変更点や考えをお示してきたところです。そういった手法が市町村や都道府県レベルでは比較的行われていることも参考にしています。

長岡委員

地域課題の解決ということで、今回このようにまちづくりセンターをやっていきましょう、住民参加を促していきましょうというような趣旨かと思うが、それならばパブリックコメントの段階でそういった市民の声を大事にしなければいけなかったのではないかと思う。住民参加の第一歩としてこれはすごく大事だと思う。パブリックコメントを求めるとであれば、あくまでも参考程度ですという姿勢ではなく、ちゃんと条例と分かりやすい資料を両方セットにして求めていくということ、他の自

治体では条例は示されていないということだが、紙が難しいということであれば、せめてホームページに掲載するなど、そういうところが住民の力を借りる第一歩であると思う。住民参加を促すために大事なパブリックコメントだったと思うが、条例を示さないと決めたのは誰か。

鈴木市民部長

通常、条例改正や制定する際のパブリックコメントを行う場合、文書だけを出してしまうと専門的にみている方はよく分かると思いますが、一般の方などは、これは何だろうとちょっと見た時には文書が法律的なので難しくなってしまう傾向がありますので、基本的には大きく変わる点や今回のポイントなどを、例えば都道府県レベルですとパワーポイント形式のものだけを掲示して説明したり、図と絵だけのようなものを示して説明するといった傾向が多いということを担当する部署からも聞いておきまして、条例の場合はこういった形のほうがよいでしょうということで今回の形になりました。

花岡委員

長岡委員指摘の条例の整合性の観点だが、例えば社会教育法の中では公民館運営審議会が館長が諮問する機関と規定している。センター長と公民館長が補助執行という形で同一の人が兼ねている形になっていると思うが、新しいセンター長は公民館長になるのか。

秋山地域づく

現時点ではセンター長は、まちづくりセンターに置くというところで

り推進課長

はセンター長という位置づけになっております。

花岡委員

社会教育法の公民館運営審議会は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議すると公民館運営審議会の意図と外れてきてしまうのではないかと。対象になるのか。

佐藤市民部次  
長

社会教育法では公民館長が必置というふうに規定されているところは理解しているところですが、今まで所管がいろいろとあったので職名としては2つ併任で出されていた経緯があります。特定公民館になった場合、公民館長が必置であるというところは社会教育法に基づいて変わりありませんが、所属長として1人センター長がおりますので、社会教育法の館長という職名に縛られるものではないのではないかと考えております。これについては企画部門とも現在調整を行っているところです。

花岡委員

条例の中にセンター長は公民館館長である旨の記述があったほうが担保としてはよいと思うが、そういった考え方はなかったのか。

佐藤市民部次  
長

県教育局なども含めて経営企画課とも調整しておりまして、明文化する必要があるのであれば、規則等に記載をしていく考えでおります。

花岡委員

このように根拠法と設置条例、管理条例の中の整合性について質問が多く出ているが、埼玉県内で特定公民館としている自治体はどこがあるのか。例えば、今回横須賀市の条例を参考にしたとのことだが埼玉県内にはないということか。

秋山地域づくり推進課長

県内で参考にさせていただいた市としては鶴ヶ島市、川越市、坂戸市などになります。本市と全く同じということではありませんが、地域交流センターや市民センターの中で公民館事業をやっていくところは現在もあるかと思えます。

花岡委員

横須賀市は特定公民館なのか。

秋山地域づくり推進課長

そのとおりでございます。

花岡委員

横須賀市のまちづくりセンター条例を見ると指定管理のセンターだが、こういった条例を参考にしたということは、今後、本市においても公民館を指定管理にしたいという意図があったからなのか。

秋山地域づくり推進課長

そういった考えはございません。

花岡委員

移管ということをほかではあまり行っていないため、先程から指摘している根拠法との整合性などの質問が多く出てしまう。条例を公表せずにパブリックコメントを行ったということに問題があると感じる。例えば、公民館の設置及び管理条例の根拠法なくして、新しい条例をつくるという手段を取っていると思うが、この中では取りこぼしが発生してしまうようなことが起きてしまう。やはり、条例をしっかりと公表してから、もう一度審議をし直すということがどうか。

佐藤市民部次  
長

本市は一度、補助執行を経由して移管するという経過をたどっていますが、全国的に調べたところ、補助執行を経由して移管するという自治体はかなり少ないです。移管をしている自治体は大変多いのですが、やり方はまちまちです。鶴ヶ島市は一括法ができる前に公民館を廃止して、地域コミュニティセンターとして全く公民館機能を残さずに移管したという事例もありますし、そうではなく、公民館機能を残しながら、コミュニティセンターや市民センターというような名称で移管した自治体もあります。市によって移管前の事情は様々で、いろいろなところを参考にしつつ、横須賀市が一番条文としては近いのではないかということで参考にしましたが、目指すところは必ずしも横須賀市と一致しているわけではありませんし、本市は本市としてこのような方法で今回の一元化をしていくとして条例案をまとめました。

花岡委員

移管の条件に教育委員会との密に連携をとると議案質疑の中でも言っていたが、条例上はどこで担保されているのか。

奥井社会教育

課長

条例の条文の中に教育委員会との連携について直接記載はありませんが、まず、第1条のところで社会教育を推進すると書いてありますし、第4条でも生涯学習に関することを行う、公民館事業を行うと書いてありまして、骨格としてありますから、これを踏まえて教育委員会としましても公民館職員に対する専門性を維持向上するための職員の研修や社会教育主事の資格を取得するための情報提供を促進していきたいと思えます。そういったことは引き続き行っていきます。

神戸委員

現状、社会教育主事はどのくらいいるのか。

奥井社会教育

課長

今現在、6名おります。

神戸委員

今後、その6名は増減等あるのか。

奥井社会教育

課長

社会教育課としましては、社会教育主事の資格取得のための講習を受けられる人数の枠はございますが、受講を促していく立場ですので、人

事については答弁できません。引き続き1人でも多く受講できるよう促していきたいと考えております。

花岡委員

先程、補助執行の総括として質問したが、目的として新規の課題解決に公民館機能を生かすとのことだが、14年の中で地域の活動活性化のために補助執行という手段をとっていたが、それでも足りなかったという判断をして移管をするという判断になったと思う。なぜ補助執行の段階で地域の市民活動が活性化しなかったと考えるか。

秋山地域づくり推進課長

指揮命令系統が違うこともあり、公民館の職員と地域づくりのコミュニティ担当とが一緒に事業を行うということがあまりなかったことや、コロナ禍の際にも二つの命令系統から現場が混乱するという課題が見えてきたところもありますので、一元化し、社会教育とコミュニティ担当が一緒に行うことで課題解決を図るということで提案させていただいているところです。

花岡委員

地方分権一括法で公民館が市長部局へ移管できることになり、今まで補助執行であったものを移管することで、より活動を活発化させるということだが、指示系統が煩雑になることを根拠にしているようだが、移管ではなく、もう一度分けるというような審議はされたのか。公民館は教育委員会、出張所は市長部局、これにまた戻しても指揮系統が一本化

すると思うが、どういう検討がされたのか。移管になった理由は何か。

秋山地域づくり推進課長

補助執行の後の一体化ということですが、反対に戻すというような議論はされていません。

花岡委員

公民館は市長部局に移管できるが、出張所を教育委員会へ移管できないのか。できないとは思いますが念のため確認したい。

佐藤市民部次長

教育委員会が所管する事務として規定がありますので、法律上できません。

花岡委員

公民館機能を生かすという名目で市長部局に移管するわけだが、何かしらの計画に盛り込まれているのか。懸念されているのが公民館機能を生かすということで移管するわけだが、公民館がどんどん衰退していくのではないか。社会教育機関というのは教育機関であり、まちづくりセンターは地域の課題解決のためのセンターなわけで、目的が全く違うと思う。教育機関は自分たちで勉強して地域の課題を見つけるといった住民自治を育てる場所でもあるが、地域の課題解決は公民館の機能の一部であって全体ではない。公民館機能をまちづくりセンターに生かしていくとなると公民館の機能がどんどんなくなっていってしまう懸念がある。条例上どこに位置付けられているのか。



秋山地域づく  
り推進課長

衰退化されるのではないかと懸念ですが、業務の内容として今までどおり社会教育法第22条各号の公民館事業を行っていくというところで、現行と何ら変わりはないわけでございます。業務を今までどおりやっていくことに地域の部分も加えてより一層やっていくということになるかと思えます。そういう意味では衰退化するということは考えておりません。

奥井社会教育  
課長

社会教育が衰退するかということにつきましては、市民への説明会やパブリックコメントなどいろいろとありましたが、教育委員会でも公民館運営審議会や社会教育委員会議など2年間協議をしてきました。それを受けまして、文書行政課からすれば、条例はあまり盛り込みすぎてつくものではないということもありましたが、教育や生涯学習など様々な要素を条例の中に、第5条までに社会教育がなくならないようには最大限盛り込んだということがまず1つです。また、まちづくりに使われてしまうということにつきましては、そもそも公民館が戦後できた時の経緯を考えますと、社会全体のことを自分で学習し、考えて、どうしたらよくしていくのか行動する人が集まる拠点が公民館で、日本の社会を発展させていこうというところからスタートしていますので、今回のまちづくりに活かしていくということについては、ある意味では原点回帰といえますか、そもそも公民館の理念に沿っている話ではないか

と思っています。

花岡委員

先ほど、条例の中で教育委員会との関係をより活発に意見を交換することの担保に関してだが、教育委員会のほうからは回答があったが、市民部のほうとしてはどうか。

佐藤市民部次  
長

教育委員会ということでは直接ここには書かれていないことは事実ですが、公民館事業も事務分掌としてやっていると書かれていますので間接的になりますが、教育委員会が本来の所管ですので、連携が必然的に発生するものだと考えております。

長岡委員

確認だが、一括になった後も、公民館運営審議会は今までどおり会議が行われるのか。また、社会教育委員会議はどうか。

秋山地域づく  
り推進課長

条例にもありますとおり公民館運営審議会は市民部の管轄になりますので今までどおり行いますし、そこに新たに地域の方も加えた形を考えております。

奥井社会教育  
課長

社会教育委員会議につきましては、引き続き社会教育課で所管して運用していきます。

休 憩（午前10時54分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前11時5分）

**【質疑終結】**

**【意 見】**

花岡委員

議案第92号は継続審査を求める。理由としては、今までの公民館の根拠条例である公民館設置及び管理条例をなくして、特定公民館とするような新しいまちづくりセンター設置条例を出されているが、第7条に代表されるように社会教育法の意図と違うような意味になっているところが見受けられる。このままでは公民館の利用者を制限するように読み取られてしまう。運用でこれを何とか修正すると言っているが、勘違いするセンター長も出てくると思う。今までと違う根拠条例ができるので、ほかにも取りこぼしが懸念される点も多数ある。このことから慎重に審議されるべきだと思うので継続を主張する。

**【意見終結】**

植竹委員長

議案第92号については、継続審査を求める意見がありますので、まず、継続審査について、お諮りいたします。

議案第92号については、継続審査すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手少数）

植竹委員長

挙手少数であります。

よって、議案第92号を継続審査すべきものと決することは否決されました。

**【採 決】**

議案第92号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第93号「所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第93号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前11時8分）

※説明員交代

再 開（午前11時10分）

○議案第102号「所沢市学校給食センター再整備事業契約締結についての一部変更について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第102号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第103号「小学校教師用指導書（所沢小学校外）の取得の承認を求めることについて」

○議案第104号「小学校教師用教科書・指導書（松井小学校外）外の取得の承認を求めることについて」

○議案第105号「小学校教師用教科書・指導書（荒幡小学校外）外の取得の承認を求めることについて」

植竹委員長

議案第103号、議案第104号「小学校教師用教科書・指導書（松井小学校外）外の取得の承認を求めることについて」及び議案第105号「小学校教師用教科書・指導書（荒幡小学校外）外の取得の承認を求めることについて」は関連しておりますので、一括議題としてよろしいでしょうか。

（委員了承）

大久保委員

本件について、説明員として中島教育長の出席を求める。

植竹委員長

大久保委員から説明員として教育長の出席を求める旨の申し出がありました。ここでお諮りします。中島教育長に説明員として出席を求めることに御異議ありませんか。

（委員了承）

植竹委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。よって議長に報告し、中島教育長に説明員として出席を求めることといたします。

休 憩（午前11時15分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前11時20分）

**【補足説明】**

中島教育長

本日は説明員として出席を認めていただき、誠にありがとうございます。昨日も本会議で申し上げましたが、小学校教師用教科書・指導書を議会の議決を経ずして購入してしまった件につきまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。教育委員会を代表する立場として謝罪を申し上げます。また、これからの審議につきましては、市民文教常任委員会の委員の皆様には貴重なお時間をいただき、大変恐縮ではございますが、慎重審議の上、御高配を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**【質 疑】**

大久保委員

近隣市でも当市同様の2,000万円を超える教科書等の購入はあったのか。その場合は議会の議決は得ているのか。

鈴木教育総務

近隣市の状況ですが、埼玉県内全ての回答が得られたわけではありま



課長

せんが、他自治体のほうで調査を行ったところ、14自治体が2,000万円超えの案件がございました。都内ですとか神奈川県、大阪府でも同じような事案がありましたが、件数は特に把握しておりません。

大久保委員

都内でも発生しているとのことだが、議会の議決は得ているのか、それとも当市と同じような状況なのか。

鈴木教育総務

詳細については分からない部分もございますが、こちらとして把握し

課長

ている中では2,000万円を超えた事例としましては、武蔵野市、府中市、羽村市、杉並区、中野区、小平市です。いずれも既に追認の願いをしたところと聞いております。

大久保委員

都内では追認の対応がなされているとのことだが、県内では当市と同じような状況ということか。

鈴木教育総務

14自治体全て9月定例会で追認を求めると聞いています。

課長

大久保委員

参考資料のナンバー5に再発防止として「教育委員会内でのチェック体制を見直すとともに市長部局との連携を密にし、」あるが、教育委員会内で誰がどのようにチェックをしていくのか。市長部局との連携はど

のように取っていくのか。

鈴木教育総務  
課長

今回の件につきまして、深く反省をして、このことを重く受け止めているところでは、こういったところから、まず職員自身の意識を高めるというところが必要かと思えます。その上で、チェックをより多くの職員の目で確認をさせていただきたいと思っています。市長部局との連携につきましては、これまで起案用紙でチェックをしていたところですが、そこから更に踏み込んでどうにかできないかというところをこれから調整していきたいと思えます。

神戸委員

4年ごとに教科書が採択されると思うが、前回の採択の時の事業費はいくらだったのか。

鈴木教育総務  
課長

前回につきましては、いずれも2,000万円を超える案件はありませんでした。今回につきましても契約案件としては4件のうち、3件が2,000万円を超えました。前回の契約は5件ありましたが、いずれも超えていませんでした。

神戸委員

前は5件ということで、今回は契約の相手方が4件になったということだが、相手方が減ったということか。

鈴木教育総務 教科書・指導書を供給できる書店が3店舗と決まっています。その3  
課長 店舗は変わりはありませんが、契約する案件が納品場所等の関係から、  
5件だったということです。

長岡委員 2,000万円を超える契約ということだったが、同様のケースはあ  
ったのか。

鈴木教育総務 記録が残っている10年間の書類を調べたところ、2,000万円を  
課長 超えるものはございませんでした。

長岡委員 教師用指導書・教科書は1冊当たりいくらか。また、価格は全国的に  
同じ価格なのか。

鈴木教育総務 教師用指導書・教科書は全国どこでも同じ価格になります。その中で  
課長 教科書につきまして、児童生徒が使うものについては国から無償で提供  
させてますが、それと同じ教師用教科書は数百円から高くても千円程度  
になります。指導書については非常に差がありまして、安いものでは2,  
000円程度で高いものは10万円を超えるものがあります。

長岡委員 2,000万円を超えてしまった理由として、デジタル教科書が追加  
されたことが原因なのか。

鈴木教育総務  
課長 1つの要因としてですが、デジタル教科書になったことも含めまして、デジタルに対応する部分があったことから金額が非常に高騰している部分が挙げられます。

長岡委員 4月26日に年度当初の契約を締結したとのことだが、これは随意契約なのか。

鈴木教育総務  
課長 そのとおりです。

長岡委員 支払期限はいつか。

鈴木教育総務  
課長 契約から1か月以内ですので、5月24日です。

長岡委員 支払いは完了しているということか。

鈴木教育総務  
課長 そのとおりです。

長岡委員 他市でも同様の事例があり、ホームページで公表しているところもあるが、どのように対応するのか。

鈴木教育総務 他市でホームページで公開されている部分については恐らくですが全  
課長 て追認等が終わったものではないかと思います。これからのものについては、議案として出されたものが掲載されているものと思います。ただ、一部の自治体では公開されているものもあるようです。

長岡委員 一部の自治体で公表されているとのことだが、当市では今後どのように対応していく予定なのか。

鈴木教育総務 まずは皆様に御提供していただき、その上で検討していきたいと考えて  
課長 います。

花岡委員 現場では教科書を使っているとのことだが、現場に支障はあるか。

鈴木教育総務 既に納品されておりますが、教科書・指導書を使用することにより  
課長 影響はないものと考えています。

花岡委員 子供の学習に支障はないということか。

鈴木教育総務  
課長

子供たちに影響があるということは把握していません。

花岡委員

再発防止が大事になる。先ほど、職員の意識を高める、多くの職員  
の目で確かめる等のいろいろな方法が提示されたが、具体的に確認する  
方法が決まったら議会に知らされるのか。

鈴木教育総務  
課長

この度も新規事業概要調書ということで予算の時にお見せしまし  
たが、今後もそれは継続しながらもっとチェックが入れるような仕組  
みを考えてまいりますとともに、例えば12月定例会で予算措置を行っ  
た上で令和7年3月定例会で契約を事前にお諮りいただきたいと思っ  
ています。

大久保委員

この度の件において、埼玉県教育委員会からの指導はあったのか。

中島教育長

特にそういったものはありません。

大久保委員

再発防止について、チェック体制の見直し、市長部局との連携強化  
とともに教育長自身の目で確認することだが、どのように確認して  
いくのか見解を伺いたい。

中島教育長

実際には今回の案件には私は決裁権がありませんので、書類自体を見ていませんし、私が判を押す場所もありません。ですから、今後は必ず私のところを通過して、その上で副市長や市長に見ていただくようにという形にしたいと考えています。私自身も見ていればオーバーしていることに気づき、セーフティーネットになり得たと思うのですが、今のシステムではそうになっておりませんので、今回の教科書以外の部分でもなるべく私が目を通せる形にしたいと思います。また、そのことが決まりましたら御報告できるようにしていきたいと思います。

花岡委員

運用が教育長を通すような運用になることは、議会に説明会を開き、変更点を示してもらえるのか。報告方法はどのように考えているのか。

鈴木教育総務

その部分については今後検討していきたいと思います。

課長

神戸委員

繰り返しになるが、参考資料のナンバー5の2ページ目に今回の指導書の契約が4件で、前回5件だったのが4件になったということか。

鈴木教育総務

そのとおりです。

課長

谷口委員

昨日の議案質疑で決裁権についての質疑があったが、今回は決裁権の最上位の職員は誰で購入となったのか。

鈴木教育総務  
課長

3,000万円未満となりますので、教育総務部長が決裁権者です。

青木委員

これからチェック体制を変え、教育長もチェックするというのは2,000万円から3,000万円の間の備品購入ということか。財産取得になると金額等が変わってしまうと思うが、それ以外の決裁権が部長までのものも含めてということか。

池田教育総務  
部次長

先ほど教育長が答弁させていただいたことや、青木委員からの指摘いただいたことも含めまして、今後は動産や不動産に関わらず、上位のものにチェックをしていただく機会を増やしていくことが大切だと考えております。しかし、これは決裁欄を増やすというのは組織の仕組みを変えることになってしまうので、あくまでも決裁権がなくてもチェックをしていただけるように、あえて見ていただくということを徹底していきたいと考えています。

花岡委員

指導書・教科書についてはこれまで2,000万円を超えるものはなかったとのことだが、他の物品に関して、市長部局と教育委員会で調査



を行っているのか。

鈴木教育総務  
課長

先ほどお答えしましたとおり、教育委員会においては過去10年間の2,000万円を超えて追認のお願いをしたものについてはありませんでした。

池田教育総務  
部次長

今回の件と同様に市長部局においては、過去に議会の同意をいただかなければならず追認をお願いしなければならなくなった事案は過去にカルチャーパークの用地取得の際に、議会の承認をいただく前に契約してしまったということが1件ありました。

花岡委員

その時は再発防止としてどういった取組が行われたのか。

鈴木教育総務  
課長

チェック体制を強化するという事で、起案用紙に項目を設けるように改善を行いました。

**【質疑終結】**

休 憩（午前11時40分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前11時45分）

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第103号については、全会一致、承認すべきものと決する。

議案第104号については、全会一致、承認すべきものと決する。

議案第105号については、全会一致、承認すべきものと決する。

休 憩（午前11時46分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前11時50分）

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

植竹委員長

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

○特定事件について

植竹委員長

「学校教育について」を当委員会での特定事件として、閉会中に審査することに御異議ありませんか。

（委員了承）

日時、場所等については調整がありますので正副委員長にお任せいただくことに御異議ありませんか。

（委員了承）

○政策討論会について

植竹委員長

これまでの調査を基に、令和7年2月8日 午後1時30分からこどもと福祉の未来館において、政策討論会を開催することを議長に申し入れることに御異議ありませんか。

（委員了承）

散 会（午後0時1分）

## 特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和6年第3回（9月）定例会

### 市民文教常任委員会

- 1 市民文化について
- 2 地域コミュニティについて
- 3 市民活動について
- 4 情報の共有と市民参加について（情報公開・市民相談・個人情報保護・広聴）
- 5 消費生活について
- 6 社会保障について（国民年金）
- 7 交通安全について
- 8 防犯について
- 9 社会教育について
- 10 スポーツ振興について
- 11 生涯学習について
- 12 学校教育について